

## ソフトウェア使用許諾書(非商用利用)

「GrWin グラフィックス・サーバー Ver.1.1.x」(xはビルド番号を表します)及び関連するファイル等(以下「本ソフトウェア」といいます)、並びに本ソフトウェアをインストールするためのインストールキー、アーカイブ・ファイル及びインストーラ等の配布物(以下「配布物」といいます)をご利用いただくには、下記条項への同意が必要です。また、本ソフトウェアをインストールすることで、本使用許諾の全ての条項に対し同意したこととなります。

### 第1条 (ソフトウェア使用許諾)

このソフトウェア使用許諾書(以下「本契約」といいます)は、使用者と著作権者(本契約第2条参照)との間で、本ソフトウェア及び配布物の利用に関して合意するものです。

### 第2条 (著作権の帰属)

本ソフトウェア及び配布物に係わる著作権およびその他一切の知的財産権は、溜瀨継博(以下「著作権者」といいます)に帰属しております。  
本ソフトウェア及び配布物は、日本の著作権法及び著作権に関する条約等によって保護されています。本契約は、本ソフトウェア及び配布物について、本契約の定める条件により使用者にその非独占的な使用を許諾するものであり、本契約により許諾された内容以外のいかなる権利も使用者に移転もしくは譲渡又は許諾されるものではありません。

### 第3条 (使用許諾の範囲)

本ソフトウェアの利用は非商用利用と商用利用に分類されます。本契約において非商用利用は以下の利用形態を含みます：

- ・ 個人による非商用利用
- ・ 教育機関・公的研究機関内での非商用利用
- ・ 非営利団体における非商用利用
- ・ 試用目的の利用及び特別に許可された利用形態

非商用利用に含まれない他の利用はすべて商用利用になります。著作権者は、使用者に対し、本契約に定める条項を遵守することを条件として、各利用形態に応じたライセンスを発行します。なお、別に規定されている商用利用ライセンスの下に作成された、本ソフトウェアのインストール時に自動生成された商用利用のためのキー・ファイルを組み込んだアプリケーションは、特別に許諾が与えられた場合を除

いて、非商用ライセンスの下に稼働する本ソフトウェアと共に使用することはできません。

本契約に基づいて使用者に許諾される非商用ライセンスは、以下に挙げたライセンス種別の何れかになります。

#### 1 ライセンスF(個人用フリーライセンス)

- (1)使用者に発行されたインストールキーを使って、本ソフトウェア及び配布物を1台のコンピュータにインストールし、インストールキーの発行日から1年間、非独占的に使用すること。
- (2)インストール時に自動生成されたキー・ファイルを組み込んだアプリケーションを作成して使用し、配布すること。使用したインストールキーと、インストール時に自動生成されたキー・ファイル単独の再配布は許諾されません。
- (3)使用者が、インストールキー発行時におけるバージョンと同一のメジャー番号及びマイナー番号を有するバージョンの本ソフトウェアをダウンロードして使用すること。(すなわち、インストールキー発行時のビルド番号のみの変更があるアップデート版についてはダウンロードして使用することができます。)
- (4)使用者が本ソフトウェア及び配布物をバックアップの目的に限り、かつ1部に限り複製すること。

#### 2 ライセンスE(教育用フリーライセンス)

- (1)管理者が発行されたインストールキーを使って、本ソフトウェア及び配布物を1台のサーバー、または1室に設置された複数のコンピュータにインストールし、インストールキーの発行日から2年間、教育目的で非独占的に使用すること。
- (2)インストール時に自動生成されたキー・ファイルを組み込んだアプリケーションを作成して使用し、使用者間で共有すること。使用したインストールキーと、インストール時に自動生成されたキー・ファイルの再配布は許諾されません。
- (3)管理者が、インストールキー発行時におけるバージョンと同一のメジャー番号及びマイナー番号を有するバージョンの本ソフトウェアをダウンロードして再インストールすること。(すなわち、インストールキー発行時のビルド番号のみの変更があるアップデート版についてはダウンロードして使用することができます。)
- (4)管理者が本ソフトウェア及び配布物をバックアップの目的に限り複製すること。

#### 3 ライセンスS(特別フリーライセンス)

- (1)使用者が発行されたインストールキーを使って、本ソフトウェア及び配布物を1台のコンピュータにインストールし、非独占的に使用すること。
- (2)インストール時に自動生成されたキー・ファイルを組み込んだアプリケーションを作成して使用すること。その際、本ソフトウェアの再配布と、キー・ファイルを組み込んだアプリケーションの配布は許諾されません。

#### 4 ライセンスT(試用フリーライセンス)

- (1) 本ソフトウェア及び配布物を1台のコンピュータにインストールし、商用または非商用の試用の目的でインストールした日の1日間非独占的に使用すること。
- (2) インストール時に自動生成されたキー・ファイルを組み込んだアプリケーションを作成して使用すること。その際、本ソフトウェアの再配布と、キー・ファイルを組み込んだアプリケーションの配布は許諾されません。

#### 第4条 (使用料)

上記フリーライセンス(本契約第2条参照)の下に本ソフトウェア及び配布物を使用する場合に使用料は不要です。

#### 第5条 (禁止事項)

使用者は、以下の行為を行うことはできません。

- (1) 本契約に別段の定めがある場合を除き、本ソフトウェア及び配布物を複製すること。
- (2) 本ソフトウェア及び配布物を改変、修正、改造、翻訳、翻案し、又はこれらに基づいて二次的著作物を創作すること。
- (3) 本ソフトウェア及び配布物を、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル又はその他の方法で読み取り可能な形に変えること。
- (4) 本ソフトウェア及び配布物、並びにこれらの複製物を第三者に対して、公衆送信、販売、頒布、貸与、もしくは譲渡し、又は使用させること。
- (5) 本ソフトウェア及び配布物を本契約第3条に規定される場合以外での態様で使用すること。
- (6) 本契約に基づく使用権について、再使用権を設定し、又は譲渡すること。
- (7) 本ソフトウェア及び配布物に関するインストールキー及びキー・ファイルを、第三者に開示し又は漏洩すること。

#### 第6条(仕様の変更等)

著作権者は、使用者に予告することなく、本ソフトウェア及び配布物の仕様の変更又はプログラムの改変等を行うことがあります。著作権者は、これらの変更又は改変等によって使用者が直接又は間接に損害を被ったとしても、その賠償及びその他の責任は一切負いません。

#### 第7条(免責)

著作権者は、使用者に対し、本ソフトウェア及び配布物の仕様及び性能等を何ら保証するものではなく、これらの欠陥、瑕疵等について、これらを使用したこと、又は使用できなかったことから生じる一切の損害(使用者の情報の消失、毀損等による損害を含みます)に関して、いかなる責任も負いません。

#### 第8条(契約の終了)

使用者が本契約に違反した場合、本契約は自動的に終了します。

#### 第9条(輸出管理)

使用者は、本ソフトウェア及び配布物を直接的、間接的を問わず、日本国、米国及びその他の全ての国の輸出管理等に関する法律及び規則等(以下、輸出管理法等という)に違反して輸出しないこと、また核兵器、化学兵器、生物兵器の拡散防止に関する規定を含む輸出管理法等によって禁じている用途で使用しないことを保証するとともに、それらの諸規制等を遵守しなくてはなりません。

#### 第10条(準拠法・合意管轄)

- 1 本契約は、日本国法に準拠して解釈されます。
- 2 本契約に関連する紛争は、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。